

-----  
法人名 :  
部 署 :  
役 職 :  
名 前 : 藤田謙一  
-----

コメント:

「コメント1」ファイナンスリース取引に係る貸手の会計処理の基本となる会計処理で3通りの方法が紹介されていますが、どのようなケースで(1)と(2)が適用されるべきか具体的な用件が記載されるべきではないでしょうか。いわゆる一般的なリース会社であれば、リース物件は外部から調達して、レシーの指定する場所に設置します。つまり、リース会社の棚卸商品ではありませんし、その内容も売上を計上するというものではないと思われます。国際的な会計基準を考えると(1)と(2)は問題の残るところではないでしょうか。

「コメント2」この基準を導入するとかなりの混乱や誤解が生じると思われます。従来、リース料とだけ処理していたものを資産計上したりするわけですので実務担当者への手掛かりとなるような十分な配慮が必要です。>リース物件ごとによるレサーによるレシーのための会計処理方法の参考案内の義務づけ。>設例の充実 実務者にとっての最終的な道しるべとなりますが、商品ごとに記載するなどの実務者にとってのマニュアル化の工夫などが考えられます。